

自動販売機型輸出品販売場の 指定自動販売機変更届出書

(収受印)

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	(電 話 番 号 - -)
_____ 税務署長殿		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、許可を受けた自動販売機型輸出品販売場の指定自動販売機を変更しましたので、消費税法施行令第18条の2第16項の規定により届出します。

変 更 に 係 る 販 売 場	販 売 場 の 識 別 符 号		
	販 売 場 の 所 在 地		
	販 売 場 の 名 称		
	輸 出 物 品 販 売 場 の 許 可 を 受 け た 年 月 日	令和 年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 年 月 日	令和 年 月 日	
	変 更 前 の 自 動 販 売 機 の 識 別 情 報	指 定 自 動 販 売 機 の 指 定 番 号	自 動 販 売 機 管 理 番 号
	変 更 後 の 自 動 販 売 機 の 識 別 情 報	指 定 自 動 販 売 機 の 指 定 番 号	自 動 販 売 機 管 理 番 号
参 考 事 項			
税 理 士 署 名		(電 話 番 号 - -)	

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意
1. この届出書は、許可を受けた自動販売機型輸出品販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合に、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 指定自動販売機の設置場所を変更した場合には、新たに自動販売機型輸出品販売場の許可を受けることが必要となりますのでご注意ください。
 3. 税務署処理欄は、記載しないでください。

自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書の記載要領等

自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書は、許可を受けた輸出物品販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令 18 の 2 ⑯）。

- (注) 1 変更の内容が確認できる書類の添付をお願いします。
- 2 許可を受けた輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書（第 21-1号様式）」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

【記載要領】

- (1) 「販売場の識別符号」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の識別符号の通知を受けている場合に記載します。
- (2) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の所在地及び名称を記載します。
- (3) 「輸出物品販売場の許可を受けた年月日」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の許可を受けた年月日を記載します。
- (4) 「変更の内容」欄は、それぞれ次のように記載します。
- イ 「変更年月日」欄
変更があった日を記載します。
- ロ 「変更前の自動販売機識別情報」欄及び「変更後の自動販売機識別情報」欄
それぞれ変更前後の指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。
- (注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた 8 桁の数字をいいます。
- 2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について 1 台ごとに設定された 15 桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。
- (5) 許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を 2 以上変更する場合には、販売場の識別符号、所在地及び名称、輸出物品販売場の許可を受けた年月日、変更年月日並びに変更前後の指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号は適宜の様式に記載して添付してください。

【添付書類】

自動販売機設置契約書の写しなど、変更後の内容で指定自動販売機を設置することを証する書類